

1 住民参加の仕組み

- (1) 地方の住民は、一定数の署名を集めることで、条例の制定や議会の解散を請求できる(**直接請求権**)を持つ。
- (2) 直接請求権の1つで、住民が署名を集めて、首長や議員を辞めさせることを(**リコール**)と言う。
- (3) 条例の制定は有権者の50分の1以上、リコールや議会の解散は(**3分の1**)以上の署名が必要となる。
- (4) 国会が特定の地方公共団体にのみ適用される(**特別法**)を定める際には、住民投票で過半数の投票を得なければならない。
- (5) 住民運動には、利益追求を目的としない(**NPO**)などの組織も貢献している。

<ワンポイント解説>

- ... 直接請求権は、憲法で保障された参政権に基づくものである。
- ... リコールは、解職請求権ともいう。
- ... 議会を解散する場合は、さらに住民投票をして過半数の賛成が必要となる。
- ... 特別法には、広島平和記念都市建設法などがある。
- ... 日本語では非営利組織と言う。



【アプリ版のご紹介】中学社会 地理・歴史・公民

中学社会(地理・歴史・公民)の重要基本事項を完全収録。中学の定期テストや高校入試の勉強に、また、高校生やセンター試験対策の基礎固めにオススメのアプリです。



【オマケの一題】

古文・漢文

次の白文の、カッコ内の読み方は？ 百聞「不如」一見
(A) なさず (B) しかず (C) べからず (D) あらず